

議案第 7 3 号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市児童センターきらりの音楽スタジオに係る使用料の整備をするため及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２号中「及び遊具等」を「、遊具等」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第１２条第１項ただし書中「第５条第４号の規定で使用を認められた者」を「１８歳未満の者以外の者」に、「附属設備」を「施設」に改める。

第１４条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第１２条関係）

名称	区分	使用料
北名古屋市児童センターきらり	音楽スタジオ	午前１０時～正午 １，０００円
		午後１時～午後３時 １，０００円
		午後３時～午後５時 １，０００円
		午後５時～午後７時 １，０００円
		午後７時～午後９時 １，０００円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例第１２条第１項及び別表第４の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。